

法人税における税収変動の要因分解

～法人税パラドックスの考察を踏まえて～*¹

大野 太郎*²

布袋 正樹*³

佐藤栄一郎*⁴

梅崎 知恵*⁵

要 約

近年、諸外国において法人税率の引き下げにもかかわらず、法人税収対GDP比が増加する国がみられ、こうした現象は「法人税の税率・税収パラドックス」と呼ばれている。本稿ではこの法人税パラドックスに関する先行研究をサーベイするほか、1980年代以降における日本の法人税収の推移について要因分析を行った。

諸外国で法人税パラドックスが生じた背景には、第1に税率の引き下げと共に課税ベースを拡大させたため実効税率の低下が抑制されたこと、第2に税率の引き下げで事業者の「法人なり」（自営業者から法人への転換）を誘発して法人部門の拡大が税収増加に寄与したことが指摘されている。

一方、日本は法人税パラドックスが確認されない一つのケースであり、特に1990年代は税率の低下とともに税収も大幅に減少した。この主な要因は実効税率の低下であり、その背景には法定税率の引き下げという税制要因と、景気低迷に伴う企業の特別損失の計上及び繰越欠損金控除の増加という景気要因の双方が寄与している。また、日本においては法人税制改革に伴う「法人なり」について明確な動きは確認されない。

キーワード：法人税率，法人税収，法人税パラドックス

JEL Classification：H25

* 1 本稿の作成にあたっては成田康郎氏（アジア開発銀行研究所）、中澤正彦氏（京都大学）、上田淳二氏（国際通貨基金）、有利浩一郎氏（財務省）から貴重なご意見を賜った。ここに記して謝意を表す。なお、本稿の内容はすべて著者の個人的見解であり、所属組織の公式見解を示すものではない。

* 2 尾道市立大学経済情報学部 准教授／財務省財務総合政策研究所 上席客員研究員

* 3 関西国際大学人間科学部 准教授／財務省財務総合政策研究所 客員研究員

* 4 財務省財務総合政策研究所 客員研究員

* 5 財務省財務総合政策研究所 前研究員

I. はじめに

近年、諸外国において法人税率の引き下げにも関わらず、法人税収対GDP比が増加する国がみられ、こうした現象は「法人税の税率・税収パラドックス」と呼ばれている。(以下、「法人税パラドックス」と呼ぶ。)この事実は明快かつ魅力的なものとして映る。そして、ここから多くの政策提言がなされるのは法人税が経済に対して多くの影響を与えるものだからであり、それは起業・投資・企業収益のみならず、海外からの直接投資や所得移転にも影響を与える。一方、この事実はあくまでも「法定税率」と「税収」という2つの指標の単純な関係を示しているに過ぎない。そのため、法人税パラドックスが起きた理由をいま一度整理し、理解する意義は大きい。本稿ではまず、この法人税パラドックスに関する先行研究をサーベイし、その背景を紹介する。また、このテーマを扱う先行研究において日本は基本的に考察の対象国から外され、結果として日本の法人税収の要因分析は行われていない。そこで本稿では1980

年代以降における日本の法人税収の推移について要因分析を試みる。

本稿の構成は以下のとおりである。II節では法人税における税収変動の要因分析に関連した先行研究について、主に実証分析による成果を中心に整理する。次にIII節では近年のOECD諸国における法人税の税率や税収の推移を見ていく。ここでは控除や実効税率の推移も合わせて見ていき、法人税収増加の背景には課税ベースの拡大(控除の縮小)に伴う実効税率の低下抑制があった点を確認する。しかし、法人税収増加の理由についてはこうした課税ベースの拡大だけで説明することは難しい。IV節ではさらに踏み込んで、諸外国における法人税収増加の背景について見ていき、上述のような「課税ベースの拡大」以外の要因を確認する。なお、II節からIV節までの議論は主に先行研究のサーベイとなる。そしてV節では1980年代以降の日本における法人税収変動の要因分析を行う。最後にVI節で結論を述べる。

II. 先行研究

II-1. 限界実効税率・平均実効税率を用いた研究：Devereux-Griffithアプローチ

近年、OECD諸国において法人税率の引き下げにも関わらず、法人税収対GDP比が維持もしくは増加する国がみられる傾向については、既に1990年代に指摘され始めていた。その中で、こうした事実の背景を考察する一つのアプローチとしては実効税率の指標を用いて分析する研究が挙げられる(Chennels and Grif-

fith (1997), Devereux et al. (2002, 2004), Griffith and Klemm (2004), Devereux and Sørensen (2006))。これらの研究ではいずれも、各国における税制改革の傾向として、法定税率を引き下げる一方で課税ベースの拡大(控除の縮小)があった点を指摘している。但し、それら一連の研究からは実効税率も低下傾向にあったことが確認されており、そのため法人税収増加の理由についてはこうした課税ベースの拡大

だけで説明することは難しい。本稿のⅢ節ではそれらの研究成果について紹介したい。

また、Devereux et al. (2004) では特にイギリスにおいて法人税パラドックスが観察された背景を考察している。彼らは限界実効税率や平均実効税率の概念を用いることで税制要因が税収に及ぼす効果を分析するほか、法人税収を法人利益で除した潜在的な税率 (Implicit Tax Rate) を用いて分析している。考察の結果、税収増加の要因としては減価償却の優遇措置の見直しなど課税ベースの拡大のみならず、サービス分野をはじめとする法人部門の拡大や金融部門の利益増大が大きく寄与していると指摘している。

Ⅱ-2. 法人税パラドックスの研究

一方、2000年代半ば以降、法人税パラドックスが起きた背景について異なるアプローチによる考察も行われるようになった ((De Mooij and Nicodème (2006), Sørensen (2007), Piotrowska and Vanborren (2008))。これらの研究はそれぞれ、考察対象の地域及び時期について多少異なるものの¹⁾、いずれも法人税収対GDP比を①マクロの実効税率、②法人部門シェア、③事業規模の3要素に分解して要因分析を行っている点の特徴である。本稿のⅣ節では主にPiotrowska and Vanborren (2008) を中心に、それらの研究成果について紹介したい。

Ⅱ-3. Auerbach-Poterba アプローチ

また、法人税パラドックスについてではなく、特定の国を対象として法人税収変動の要因分析を行った研究もある。

Auerbach and Poterba (1987) は、非金融法人の法人税収対純資産比を平均税率 (法人税収/法人利益) と利益率 (法人利益/純資産) の

二つに要因分解している点の特徴である。また、彼らは平均税率の変動について capital recovery (投資税額控除及び税制上の寛大な減価償却費) や tax losses (繰戻還付できない欠損金及び欠損金の繰越控除) などの6つの要因に分けて考察している²⁾。考察の結果、1980年代前半のアメリカにおいて法人税収が低下した理由としては平均税率よりも利益率の低下が大きかったことを示した。さらに、同時期における平均税率の低下に関する最大の要因は1981年のERTA (Economic Recovery Tax Act) による加速度償却の導入や投資税額控除の拡充であると指摘している。

Poterba (1992) は同じ手法を用い、1980年代後半において平均税率が上昇した背景を考察しているが、主な要因として1986年のTRA (Tax Reform Act) における投資税額控除の廃止と加速度償却を指摘している。

このように平均税率の変動要因として、1980年代は主に capital recovery による影響、1990年代以降は主に tax losses による影響が指摘されるようになった。Mackie (1999) は、1990年以前は繰戻還付できない欠損金が生じたことにより平均税率が押し上げられていたものの、1990年代は利益が増加したことからその効果が剥落したことを指摘している。

Auerbach (2007) は1990年代末から2000年代初頭において平均税率が上昇した背景を考察し、2000年以降は再び繰戻還付できない欠損金が増加して平均税率が押し上げられたと指摘した。

このほか、Douglas (1990) はカナダにおいて1960-1985年に法人税収が減少した要因を考察している。彼はAuerbach and Poterba (1987) 等と同様の要因分解を用いて考察し、法人税収低下の要因は主に法人利益の変化にあることを示した。

1) De Mooij and Nicodème (2006) はEU諸国20ヶ国・1998-2003年、Sørensen (2007) はOECD10ヶ国・1981-2003年、Piotrowska and Vanborren (2008) はEU諸国16ヶ国・1995-2004年を対象としている。

2) 基本的に capital recovery は平均税率を押し下げる作用を持つ。また tax losses については、繰戻還付できない欠損金は平均税率の押し上げ要因、欠損金の繰越控除は平均税率の押し下げ要因として作用し、最終的な Tax losses の効果は双方の大小関係に依存する。

Ⅲ. 近年における法人税の税率・税収の推移

ここでは近年のOECD諸国における法人税の税率や税収等の推移を見ていく。なお、この議論はDeveruex (2006), Deveruex and Sorensen (2006) 等で示された内容に倣っている。

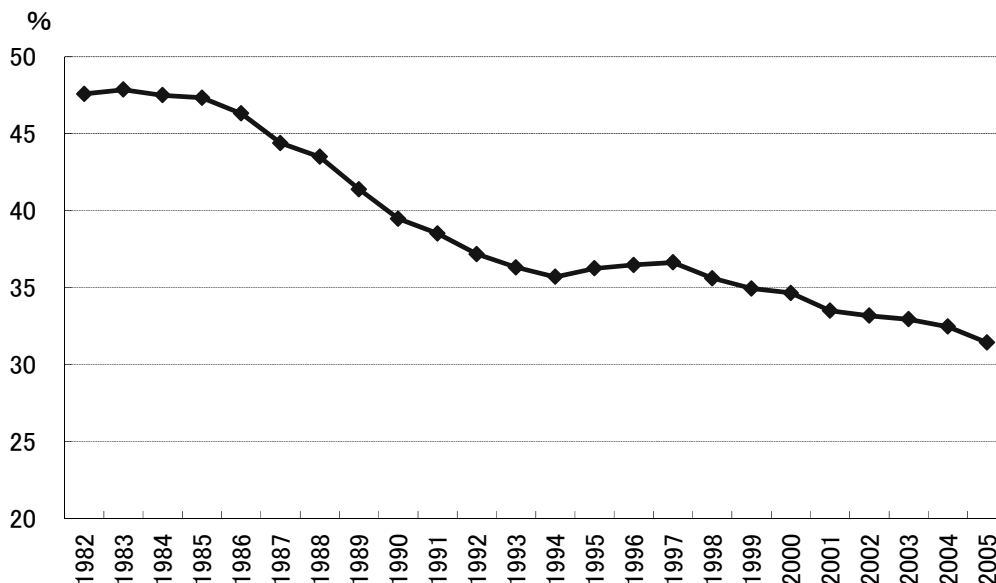
Ⅲ-1. 法定法人税率と法人税収

はじめに、OECD諸国の法定法人税率について見ていく。図1は1980年代以降におけるOECD諸国19ヶ国平均値³⁾の推移を示している。ここから、法人税率は1980年代初頭には45%超であったが、それ以降引き下げられ、2005年頃にはおよそ30%超の水準にまで低下していることが分かる。

図2は法人税収対GDP比について、1970年代以降におけるOECD諸国平均値の推移を示している。例えばGDPでウェイト付けしていない場合に注目すると、法人税収対GDP比は1980年代初頭には2%程度であったが、1990年代以降に上昇し、2005年頃にはおよそ3.5%程度にまで上昇していることが分かる。「法人税パラドックス」はまさにこうした現象を捉えて表現したものである。

但し、GDPでウェイト付けした場合をみると、法人税収対GDP比がトレンドとして上昇しているかどうかはそれほどはっきりとしたものではない。それゆえ、法人税収対GDP

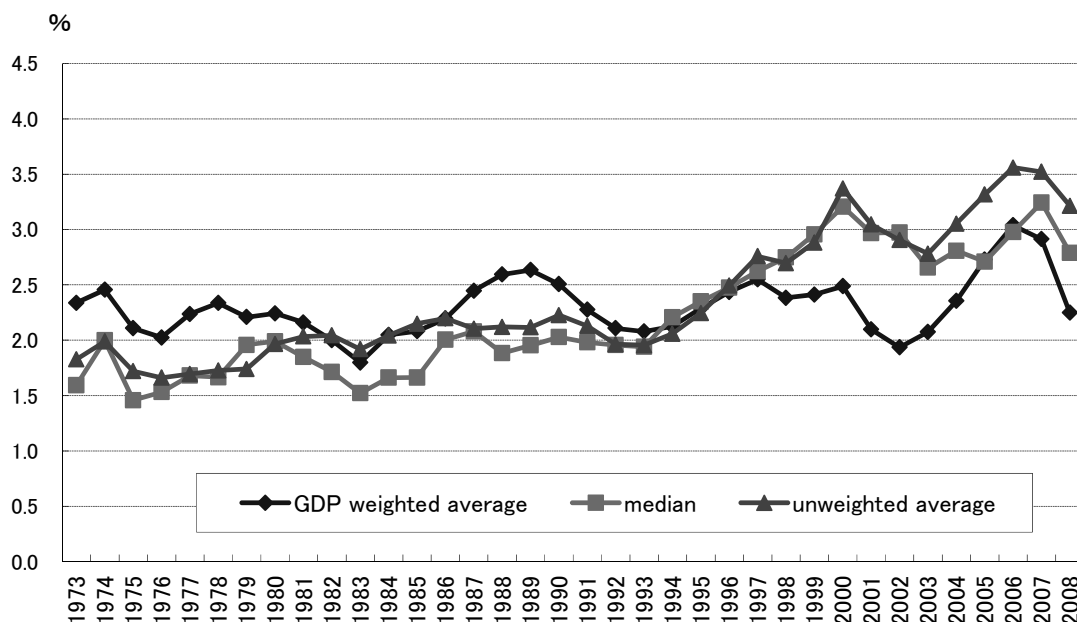
図1 法定法人税率の推移 (OECD19ヶ国平均)



(資料) The Institute for Fiscal Studies (IFS)

3) オーストラリア, オーストリア, ベルギー, カナダ, フィンランド, フランス, イギリス, ドイツ, ギリシャ, アイルランド, イタリア, 日本, オランダ, ノルウェー, ポルトガル, スペイン, スウェーデン, スイス, アメリカの19ヶ国。

図2 法人税収対GDP比の推移（OECD19ヶ国平均）



(資料) OECD

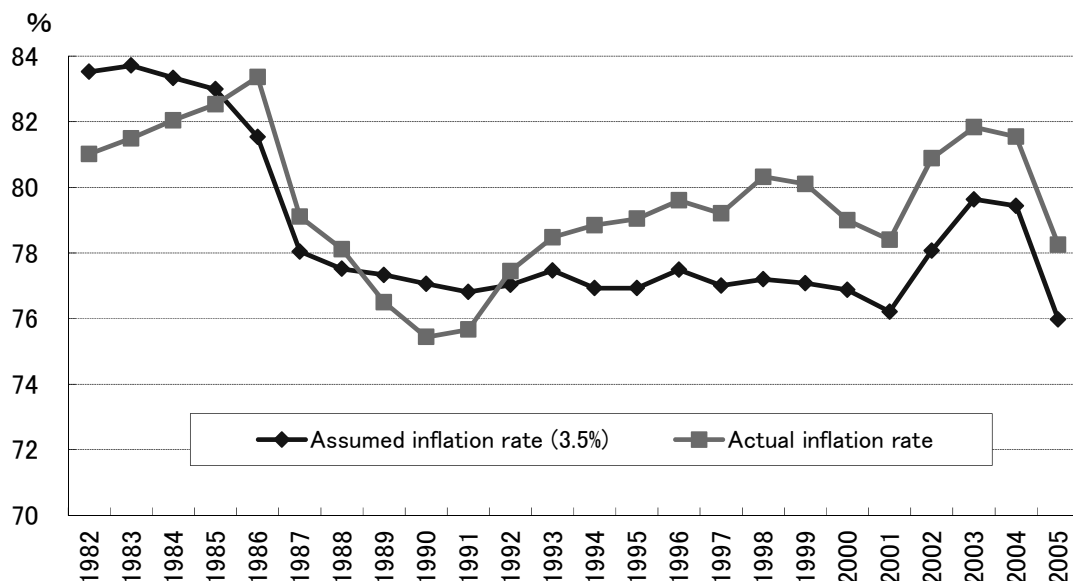
比の上昇は主に規模の小さい国において起きていることが分かる。OECD（2007）も1980年代以降のOECD諸国を対象に同様の点を指摘しており、そこでは規模別にグループ分けして考察している。そして、小・中規模諸国の法人税収対GDP比は上昇する一方、大規模諸国（アメリカ、日本、ドイツ、イギリス、フランス、イタリア）の法人税収対GDP比は低下しているが、そうした低下傾向は主に日本の影響によるものであり、その他の大規模諸国は概ね横ばいであると述べている。

Ⅲ-2. 減価償却控除の現在価値

企業の税負担は法定税率のみで決定されるわけではなく、課税ベースも考慮した実効税率の観点からも捉えなければならない。ここでは課税ベースの指標として、Devereux et al. (2002) 等で扱われている設備投資における減価償却控除の現在価値（Present discounted value of depreciation allowance, PDV）を見ていく。この指標は、控除が全く認められない場合には0

％、即時に全額控除が可能な場合には100％の値をとる。したがって、PDVの水準が高いほど寛大な控除が認められ、課税ベースは狭い。一方、PDVの水準が低いほど控除は小さく、課税ベースは広い。図3は機械設備に関する減価償却控除の現在価値について、1980年代以降におけるOECD諸国平均値（GDPでウェイト付けしたもの）の推移を示している。ここから、控除率は1980年代以降低下しており、特に1980年代後半において大きく引き下げられたことが分かる。なお、インフレ率は控除率の計算を行う際に割引率の指標として使用されており、インフレ率の上昇は控除率を低下させ、反対にインフレ率の低下は控除率を上昇させる。図3ではインフレ率固定の場合（インフレ率を3.5％と仮定）とインフレ率変動の場合（実際のインフレ率を使用）の推移を併記しているが、1990年代以降はインフレ率変動の方がインフレ率固定よりも控除率が高い。このことは追加的な意味を持つ。上述のように、1980年代後半において控除率は引き下げられ、課税

図3 減価償却控除の現在価値の推移 (OECD19ヶ国平均)



(資料) The Institute for Fiscal Studies (IFS)

ベースは拡大した。但し、1990年代には低インフレを背景として、1980年代の控除率引き下げの効果が軽減されたと見ることができる。

Ⅲ－３．限界実効税率

次に実効税率について見ていく。ここでは実効税率の指標として、「限界実効税率 (Effective Marginal Tax Rate, EMTR)」と「平均実効税率 (Effective Average Tax Rate, EATR)」を見ていく。「限界実効税率」は追加的に1単位の投資を行った際に課せられる税率であり、税制が資本コストをどの程度上昇させるかという点で評価している。通常、限界実効税率は投資規模に対して影響を与えると考えられている。一方、「平均実効税率」は企業の利益に対して課せられる税率であり、税制が課税後利益をどの程度減少させるかという点で評価している。通常、平均実効税率は投資選択 (立地選択) に対して影響を与えると考えられている。

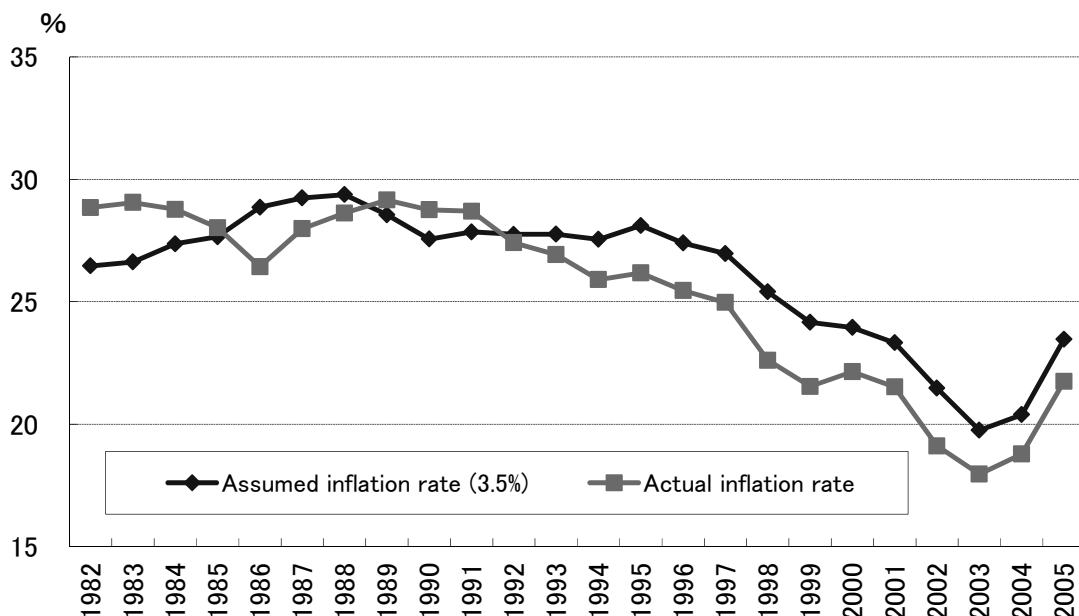
図4は限界実効税率について、1980年代以降におけるOECD諸国平均値 (GDPでウェイト付けしたもの) の推移を示したものであり、

限界実効税率は1990年代後半までは安定的に推移していることが分かる。これは上述のように法定税率を引き下げながら、控除の縮小によって課税ベースを拡大したことによるものである。また、限界実効税率は1990年代後半以降に低下しており、これは主に法定税率引き下げによるものである。

Ⅲ－４．平均実効税率

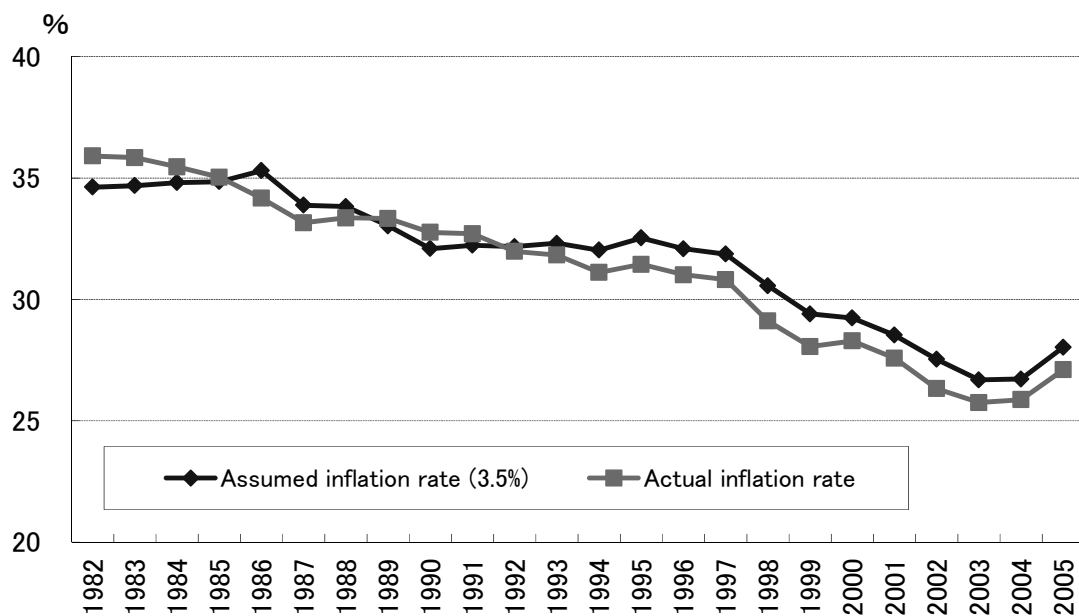
平均実効税率の推移についても、その特徴は限界実効税率の場合と似ている。但し、平均実効税率の特徴は控除よりも法定税率からの影響を受けやすい点である。図5は平均実効税率について、1980年代以降におけるOECD諸国平均値 (GDPでウェイト付けしたもの) の推移を示している。このことから、平均実効税率は1980年代以降低下していることが分かる。こうした傾向は法定税率の推移と近いが、その低下幅は法定税率ほど大きくない。上述のように限界実効税率についても低下傾向がみられるが、その低下幅が法定税率ほど大きくない点は同様である。

図4 限界実効税率の推移（OECD19ヶ国平均）



(資料) The Institute for Fiscal Studies (IFS)

図5 平均実効税率の推移（OECD19ヶ国平均）



(資料) The Institute for Fiscal Studies (IFS)

以上の考察から、1980年代以降において法定税率の引き下げにもかかわらず法人税収が増加した背景には、課税ベースの拡大（控除の縮小）に伴う実効税率の低下抑制が挙げられる。しかし、実効税率それ自体も低下傾向にあった

点を踏まえると、法人税収増加の理由についてはこうした課税ベースの拡大だけで説明することは難しい。次節ではさらに掘り下げて、法人税パラドックスが起きた背景について見ていく。

IV. 諸外国における法人税収増加の背景

ここでは諸外国における法人税収増加の背景について見ていき、法人税パラドックスがおきた理由として、「課税ベースの拡大」以外の要因を確認する。なお、法人税パラドックスの要因分析に焦点をあてた研究としてはPiotrowska and Vanborren (2008), Sørensen (2007), De Mooij and Nicodème (2006) が挙げられるが、ここでの議論は主にPiotrowska and Vanborren (2008) で示された内容を整理・紹介する。

IV-1. 法人税収変化の要因分析

Piotrowska and Vanborren (2008) はEU16ヶ国⁴⁾の1995-2004年を対象に、法人税収対GDP比を以下のように分解して考察している。

$$\frac{\text{法人税収 (R)}}{\text{GDP (Y)}} = \frac{\text{法人税収 (R)}}{\text{法人利益 (C)}} \times \frac{\text{法人利益 (C)}}{\text{事業利益 (P)}} \times \frac{\text{事業利益 (P)}}{\text{GDP (Y)}} \quad (1)$$

(1)式のうち、「法人利益」は法人格を有する企業の利益水準を意味する⁵⁾。また「事業利益」は法人格を有する企業の利益水準と、自営業など法人格を有しない企業の利益水準を合わせたものに相当する。したがって(1)式では、法人税収対GDP比を①マクロの視点からみた

実効税率⁶⁾(=法人税収/法人利益)、②法人部門シェア(=法人利益/事業利益)、③事業規模(=事業利益/GDP)の3要素に分解している。

彼らはEU諸国において法人税パラドックスが観察されることを示す一方、その要因を上記の3要素に分解して分析したところ、①マクロの実効税率は低下、②法人部門シェアは上昇、③事業規模は横ばいであることから、法人税収対GDP比の主な押し上げ要因として法人部門シェアの上昇が寄与したと指摘している。

次にEU16ヶ国それぞれについて見ていく。表1は法人税率や法人税収、マクロの実効税率、法人部門シェア、事業規模の各指標について1995-2004年における変化を示しており、Piotrowska and Vanborren (2008)の結果を整理したものである。このとき、法人税パラドックスが生じているケースは16ヶ国のうち7ヶ国ある(ベルギー、デンマーク、ポルトガル、チェコ、ポーランド、イギリス、イタリア)。以下では主にこれら7ヶ国に注目して考察したい。まず、マクロの実効税率の変化については

4) オーストリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、イタリア、リトアニア、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スウェーデン、イギリスの16ヶ国。

5) ここで用いる「法人利益」はマクロ的視点からみた法人利益であり、赤字法人の欠損分も含んだ水準である。本来、実効税率の計算には黒字法人の利益を用いるべきであるが、先行研究では黒字法人のデータが利用できないため、赤字法人の欠損分を含む法人利益を用いている。

6) 法人税収の対法人利益比として計算される「マクロの視点からみた実効税率」は、言わば税制要因と景気要因の双方を含むものとなっている点には留意されたい。本稿のV節では、このマクロの実効税率を税制要因と景気要因に分解して議論する。

7ヶ国中、上昇した国は3ヶ国、低下した国は4ヶ国ある。次に、法人部門シェアの変化については7ヶ国中、上昇した国は6ヶ国、低下した国は1ヶ国ある。最後に、事業規模の変化については7ヶ国中、上昇した国は2ヶ国、横ばいの国は2ヶ国、低下した国は3ヶ国ある。このように見てみると、法人税パラドックスが生じている国の主な共通点として、法人部門シェアが拡大していることが確認できる。

また表1から、マクロの実効税率（法人税収／法人利益）と法人実効税負担（EATR）の変

化について確認できる。上述のとおり、法人税パラドックスが生じている7ヶ国中、マクロの実効税率が上昇した国は3ヶ国、低下した国は4ヶ国ある。一方、法人実効税負担をみると、7ヶ国中全ての国で低下している。すなわち、これら7ヶ国はいずれも法定税率を引き下げ、また課税ベースを考慮した実効税率についても低下していることが分かる。したがってⅢ節の議論と同様に、法人税収増加の理由については課税ベースの拡大（控除の縮小）だけで説明することは難しい⁷⁾。

表1 法人税率，税収対GDP比，要因分解3要素，実効税率の変化

	法人税率	法人税収/GDP	法人税収/法人利益	法人利益/事業利益	事業利益/GDP	法人実効税負担
EU	↓	→	↑⇒↓	↑	→	↓
ベルギー	↓	↑	↑	↑↑	↓	↑
デンマーク	↓	↑	↑	↑↑	→	↑
ポルトガル	↓	↑	↑	↓	↓	↓
チェコ	↓	↑	↓↓	↑↑	↑	↓
ポーランド	↓	↑	↓↓	↑↑	↑	↓
イギリス	↓	↑	↓↓	↑↑	→	↓
イタリア	↓	↑	↓↓	↑↑	↓	↑
オランダ	↓	↓	↓↓	↑↑	↑	↓
リトアニア	↓	↓	↓↓	↑↑	↓	↓
スロバキア	↓	↓	↓↓	↓↓	↓	↓
オーストリア	→	↑	↑	↑	↑	↓
スウェーデン	→	↑	↑	↑↑	↓	→
スペイン	→	↓	↑	↓	↓	↓
エストニア	→	↓	↓↓	↑↑	↑	↓
フランス	↑	↑	↑	↑	→	↓
フィンランド	↑	↑	→	↑↑	↑	↓
↑	12.5%	68.8%	43.8%	81.3%	37.5%	18.8%
→	25.0%	0.0%	6.3%	0.0%	18.8%	6.3%
↓	62.5%	31.3%	50.0%	18.8%	43.8%	75.0%

（資料）Piotrowska and Vanborren（2008）の内容から筆者作成

7) なお、法人実効税負担（EATR）が低下する一方、マクロの実効税率が増加する理由については、景気要因による影響等が考えられる。但し、そうした点を明示的に捉えるためにはより詳細な要因分解が必要となるが、Piotrowska and Vanborren（2008）はその点までは踏み込んでいない。

表2は3要素のうち法人部門シェア（法人利益／事業利益）の寄与に焦点をあてたものであり、ここでは利益から見た法人部門シェア、企業数からみた法人シェア、売上高からみた法人シェア、法人の収益率、自営業率それぞれの変化を示している。上述のとおり、法人税パラドックスが生じている7ヶ国中、法人部門シェアが上昇した国は6ヶ国、低下した国は1ヶ国ある。このとき、法人部門シェアが上昇した6ヶ国のうち5ヶ国（ベルギー、チェコ、ポーランド、デンマーク、イタリア）については自営業率が低下している一方、企業数からみた法人シェアは上昇している。このことから、これら5ヶ国については「法人なり」の増加によって法人部門シェアを上昇させ、その結果として

法人税収が増加したと言える。すなわち、自営業者など非法人部門で事業活動をしていたが、法人税負担の低下に伴い法人部門で事業活動することを選択するようになった結果、法人部門シェアが拡大したというものである。また、イギリスについては法人部門シェアが拡大しているが、法人シェアや収益率の推移は示されていないため、法人部門シェア拡大の要因を特定化することは難しい。しかし、Devereux et al. (2004)ではイギリスにおいて法人税パラドックスが見られた背景として、サービス分野など法人部門の拡大や金融部門の利益増加による影響を指摘しており、これらの点は議論を補完するものと言えよう。

Ⅲ節からⅣ節の考察をまとめると、第1に税

表2 法人利益対事業利益比及びその要素の変化

	法人税率	法人税収 /GDP	法人利益 /事業利益	incorporation		収益率	自営業率
				法人シェア (数)	法人シェア (売上高)		
EU	↓	→	↑	N/A	N/A	N/A	N/A
オーストリア	→	↑	↑	↑	↑	↑	→
フランス	↑	↑	↑	↑	↑	→	↓
ベルギー	↓	↑	↑↑	↑	↑	↑	↓
チェコ	↓	↑	↑↑	↑	↑	↓	↓
ポーランド	↓	↑	↑↑	↑	↑	↑	↓
デンマーク	↓	↑	↑↑	↑	↑	→	↓
フィンランド	↑	↑	↑↑	↑	↑	→	↓
イタリア	↓	↑	↑↑	↑	↓	→	↓
スウェーデン	→	↑	↑↑	↓	↑	N/A	→
イギリス	↓	↑	↑↑	N/A	N/A	N/A	↓
ポルトガル	↓	↑	↓	↓	↓	↓	↓
オランダ	↓	↓	↑↑	↑	↑	→	→
リトアニア	↓	↓	↑↑	↓	↑	↑↑	↓
エストニア	→	↓	↑↑	↓↓	↓	→	↑
スペイン	→	↓	↓	↓	↓	→	↓
スロバキア	↓	↓	↓↓	↑	↑	↑	↑
↑	12.5%	68.8%	81.3%	66.7%	73.3%	35.7%	12.5%
→	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	18.8%
↓	62.5%	31.3%	18.8%	33.3%	26.7%	14.3%	68.8%

(資料) Piotrowska and Vanborren (2008) の内容から筆者作成

率の引き下げと共に（投資控除の縮小など）課税ベースを拡大させたため実効税率の低下が抑制されたこと、第2に税率の引き下げで事業者の「法人なり」を誘発して法人部門の拡大が税収増加に寄与したことが挙げられる。また、こうした結果はSørensen (2007), De Mooij and Nicodème (2006) においても同様に指摘されている。

IV-2. 寄与度分解

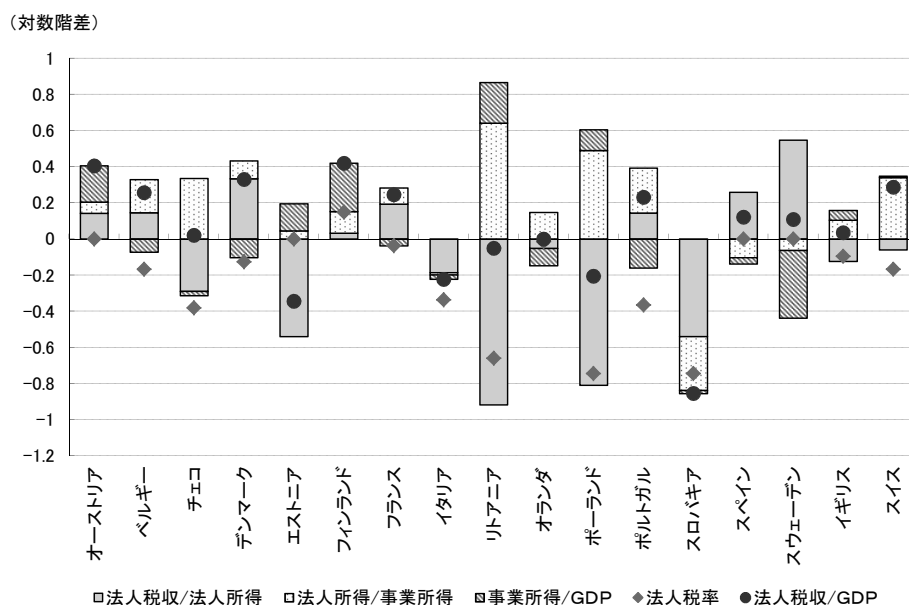
以上のように、Piotrowska and Vanborren (2008) 等は法人税パラドックスの理由を整理しているが、ここでは彼らの考察を補完すべく各要因の寄与度を計測してみたい。

図6はPiotrowska and Vanborren (2008) に合わせてEU16ヶ国（+スイス）を対象に、

1995年から2004年における法人税収対GDP比の変化の要因分解を示している⁸⁾。要因分解を行うにあたっては各要因の対数階差をとって計測した。（すなわち、1995年と2004年の値について自然対数を取り、それらの差分をとる。）

◆点は法人税率の変化、●点は法人税収対GDP比の変化を示している。したがって、法人税率の変化がゼロより下方にあり、法人税収対GDP比の変化がゼロより上方にある場合、法人税パラドックスが生じている。ここから見て取れる点は、まずマクロの実効税率の方向性が法人税収対GDP比の方向性に大きく寄与している。但し、法定税率の引き下げとマクロの実効税率の方向性との間に明確な傾向は見取れない。また、法人部門シェアは多くの国で上昇要因となっている。特に法人税パラドックス

図6 法人税収変化の要因分解（EU16ヶ国+スイス，1995-2004年）



8) この図を作成するにあたっては、Piotrowska and Vanborren (2008) と同様にEurostat データを用いている。但し、指標が若干異なるため、Piotrowska and Vanborren (2008) から得られている各国の結果とも多少異なる点には留意されたい。なお、EU16カ国中スペインについてはデータの制約上2000年以降のデータで分析を行っている。

が確認される国において、法人部門シェアは上昇している（ベルギー、チェコ、デンマーク、フランス、ポルトガル、イギリス）。一方、事業規模は寄与の方向性が国ごとに様々であり、寄与の大きさも相対的に小さい。

こうした寄与度分解の結果を踏まえるとき、

第1に法人税収対GDP比が上昇するかどうかは主にマクロの実効税率が上昇しているかどうかによって依存している。第2に法人部門シェアは法人税パラドックスに少なからず寄与したと言える⁹⁾。

V. 日本における法人税収減少の背景

日本は法人税パラドックスが確認されない一つのケースと言える。それゆえ、このテーマを扱う先行研究において日本は考察の対象国から外され、結果として日本の法人税収の要因分析は行われていない。ここではPiotrowska and Vanborren (2008) 等と同様の手法を用い、1980年代以降における日本の法人税収の推移について要因分析を試みる。

V-1. 法人税収の要因分解

図7は1980年代以降における、日本の法人税率及び法人税収対GDP比の推移を示している。日本の法人税率は1980年代に50%超であったが、それ以降は一貫して低下しており、2004年にはおよそ40%となっている。また、こうした法人税率の低下は主に国税分の引き下げによるものであることがわかる。一方、法人税収対GDP比は1980年代に好景気を反映して上昇するものの、1990年代は大幅に低下している。2000年代に入って再び上昇に転じるが、1980年代前半の水準まで回復するには至っていない¹⁰⁾。

ここで、Piotrowska and Vanborren (2008)

等と同様に、法人税収対GDP比を①マクロの実効税率（＝法人税収／法人所得）、②法人部門シェア（＝法人所得／事業所得）、③事業規模（＝事業所得／GDP）の3要素に分解する。

$$\frac{\text{法人税収 (R)}}{\text{GDP (Y)}} = \frac{\text{法人税収 (R)}}{\text{法人所得 (C)}} \times \frac{\text{法人所得 (C)}}{\text{事業所得 (P)}} \times \frac{\text{事業所得 (P)}}{\text{GDP (Y)}} \quad (2)$$

図8は1980年代以降における法人税収対GDP比、マクロの実効税率、法人部門シェア、事業規模の推移を示している。ここから、法人税収対GDP比の変動はマクロの実効税率の変動から最も影響を受けているように見える。またそれに次いで、法人部門シェアの変動が大きい。法人部門シェアは1980年代から1990年代半ばまでは法人税収対GDP比と同じように変化しているが、1990年代後半以降は乖離して推移している。一方、事業規模についてはそれほど大きな変動は見られない。

次に、各々の要素の寄与度について分析する。先と同様、法人税収対GDP比の各項目について対数階差をとって計測するが、ここでは1980年代、1990年代、2000年代の3つの時期に分けて要因分解を行った。図9は年代ごとにおける法人税収対GDP比の変化を要因分解し

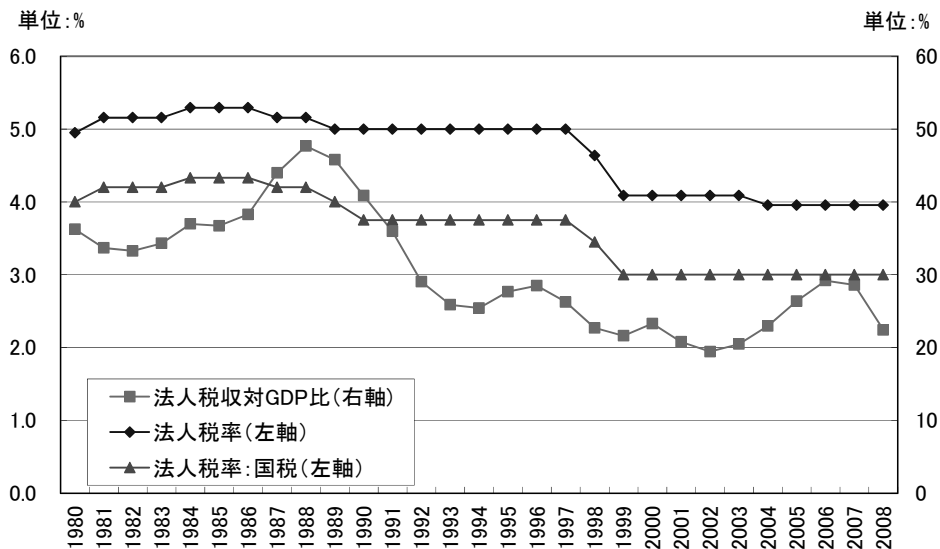
9) この寄与度分解は分析の特性として、始点と終点についてどの時点をとるかによって結果に影響をもたらす。そのため、1995年から2007年における法人税収対GDP比の要因分解も行ってみたところ、ほぼ同様の結果が得られた。

10) 法人税収対GDP比は景気の影響を受けやすい特性を持つが、その要因としては繰越欠損金の存在も影響しているであろう。例えば好況期に（特にそれが長く続くケースで）法人税収対GDP比が増加する背景には、当初繰越欠損金を使っており、それが使い切れなくなるほど景気が良いと途端に納税が発生するためである。

たものである。ここから1980年代は税収増、1990年代は税収減、2000年代は再び税収増となっている。その中でも1990年代における税

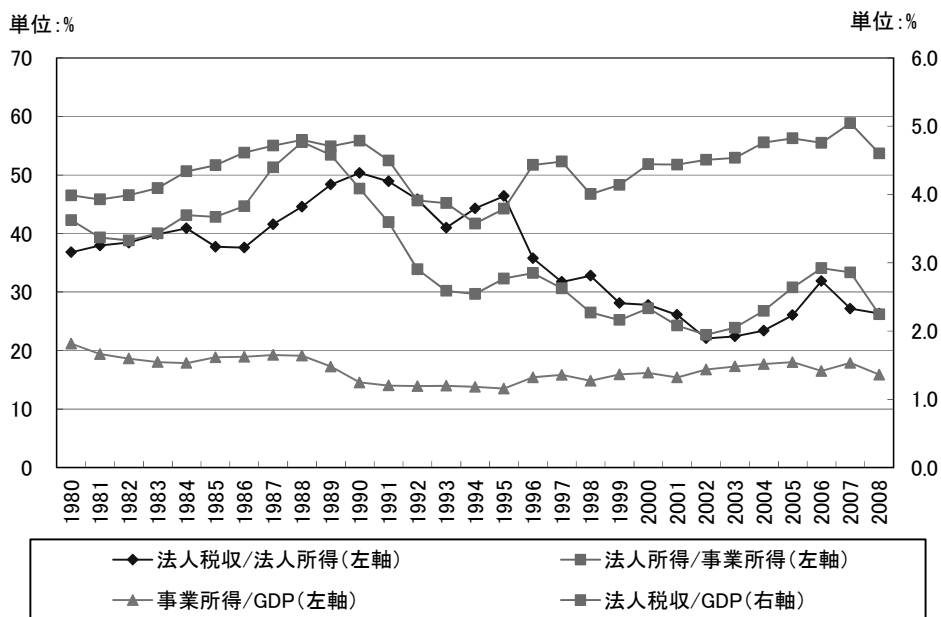
収の落ち込みは大きく、またその主な要因はマクロの実効税率の低下によってもたらされていることが分かる。

図7 法人税率と税収の推移



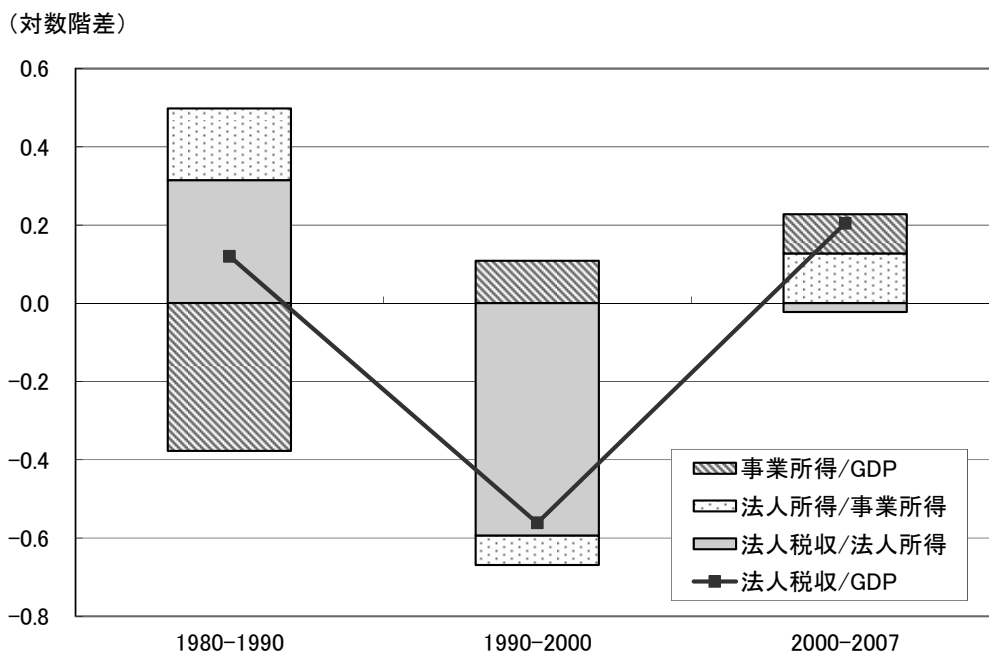
(資料) OECD データ、内閣府「国民経済計算」

図8 法人税収の要因分解



(資料) OECD データ、内閣府「国民経済計算」

図9 法人税収変化の要因分解



(資料) OECDデータ、内閣府「国民経済計算」

V-2. マクロの実効税率（法人税収／法人所得）の要因分解

以下ではマクロの実効税率，法人部門シェア，事業規模それぞれの変化を見ていきたい。

V-2-1. マクロの実効税率の要因分解

上述のように，1990年代における大幅な税収減の背景には，マクロの実効税率の大きな低下が挙げられる。ここではマクロの実効税率の変化について要因分解を行う。まず，マクロの実効税率を以下のように要因分解する。

$$\frac{\text{法人税収 (R)}}{\text{法人所得 (C)}} = \frac{\text{法人税収 (R)}}{\text{黒字法人所得 (K)}} \times \frac{\text{黒字法人所得 (K)}}{\text{法人所得 (C)}} \quad (3)$$

法人は黒字法人と赤字法人（欠損法人）に分けられるが，このうち実際に法人税を支払うのは黒字法人のみである。このとき，(3)式はマクロの実効税率（法人税収／法人所得）を，①実際に税を支払っている黒字法人からみた税制上の実効税率（＝法人税収／黒字法人所得），②課税ベース比率（＝黒字法人所得／法人所得）の2要素に分解している。換言すれば，前

者の「税制上の実効税率」を税制要因，後者の「課税ベース比率」を景気要因として捉えることができる。

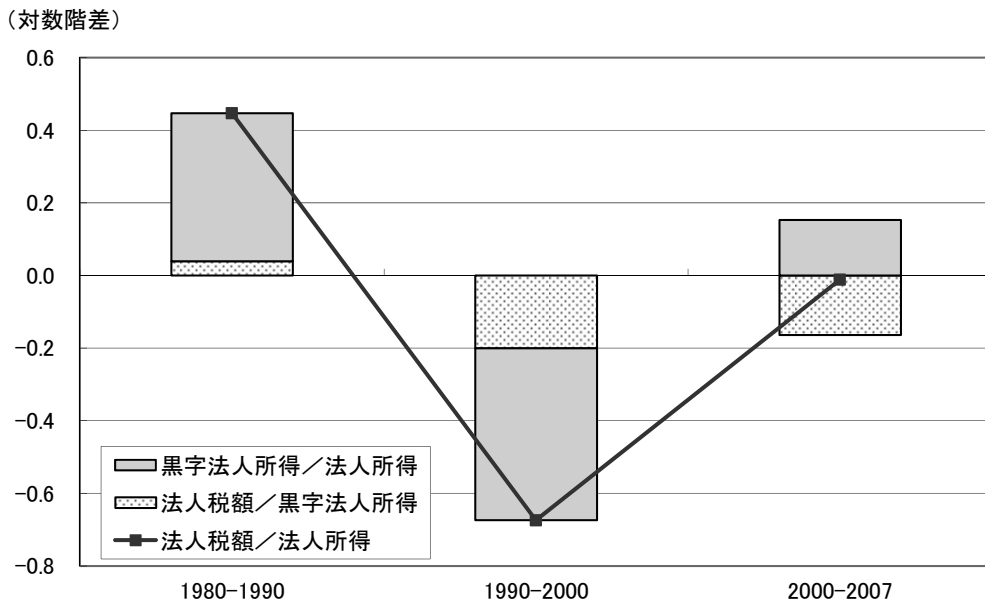
図10はマクロの実効税率の変化を要因分解したものである。ここから，1990年代におけるマクロの実効税率の落ち込みは税制要因と景気要因双方の影響によるものであるが，相対的には景気要因，すなわち課税ベースの低下による影響が大きかったことが分かる。また，黒字法人にとっての税制上の実効税率は1990年代のみならず，2000年代も低下している。

以下では議論をさらに掘り下げ，①課税ベース比率，及び②税制上の実効税率それぞれの要因分解について見ていきたい。

V-2-2. 課税ベース比率（黒字法人所得／法人所得）の要因分解

ここでは，なぜ1990年代に課税ベースが大きく低下したのかについて考察する。この問題に取り組むためには，黒字法人所得と法人所得の関係を考えねばならない。上田他（2010）は

図10 法人税収・法人所得比率変化の要因分解



(資料) OECDデータ、内閣府「国民経済計算」、国税庁「会社標本調査」

この点を議論している。彼らは黒字法人所得と法人所得が乖離する要因として①双方における概念の相違、②赤字法人所得、③繰越欠損金控除の3つを挙げている。第1の「双方における概念の相違」とは、資産価格変動要因と海外源泉所得が挙げられる。このうち資産価格変動要因とは、企業が保有資産において計上された会計上の「特別利益」や「特別損失」に相当する。これらはSNAベースの法人所得には含まれないが、黒字法人所得には含まれるものである。第2の「赤字法人所得」であるが、通常、黒字法人所得から赤字法人所得（赤字分）を差し引いたものが法人所得に相当する。したがって、赤字法人所得の存在によって実際の課税ベース（黒字法人所得）は、SNAベースでとらえた法人所得よりも大きくなる。第3の「繰越欠損金控除」とは、企業が欠損を計上した場合、計上年度の翌期以降7年以内の事業年度に欠損金額の繰越しを行い、所得金額の計算上、損金の額に算入することを可能とするものである。

図11は上田他（2010）に倣い、以下の恒等

式に基づいて要因分解を行ったものである。

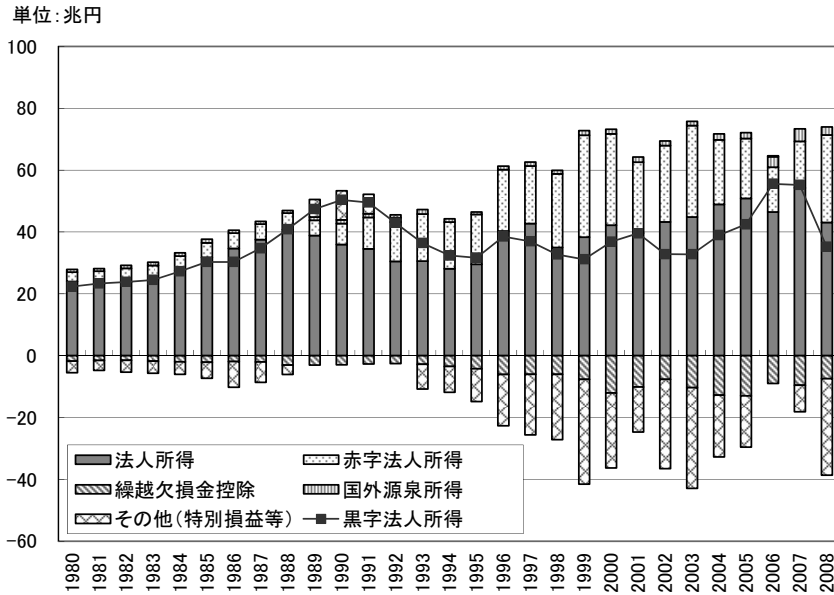
$$\begin{aligned} \text{黒字法人所得} &= \text{法人所得} + \text{海外源泉所得} \\ &\quad + \text{赤字法人所得} - \text{繰越欠損金} \\ &\quad + \text{その他（特別損益：誤差含む）} \end{aligned} \quad (4)$$

ここから、1990年代初頭においてはバブル崩壊後の景気低迷により赤字法人所得が増加し、それによって黒字法人所得（課税ベース）はSNAベースの法人所得よりも大きくなっていき、その結果として課税ベース比率も相対的に高かった。しかし、1990年代後半以降は企業が保有していた資産に関する特別損失の計上や繰越欠損金控除の増加から黒字法人所得（課税ベース）が法人所得を下回る年が多くなっていることが分かる。

V-2-3. 税制上の実効税率（法人税収/黒字法人所得）の要因分解

次に、1990年代及び2000年代において税制上の実効税率が低下した要因について考察する。この問題に取り組むためには、法人税収と黒字法人所得の関係を考えねばならない。田

図11 法人所得の要因分解



(資料) 内閣府「国民経済計算」、国税庁「会社標本調査」

近・布袋(2010)はこの点を議論している。彼らによると、法人税額は以下の恒等式に基づいて要因分解することができる。

$$\begin{aligned} \text{法人税額} &= \text{算出税額} + \text{留保税額} \\ &\quad - \text{所得税額控除} - \text{外国税額控除} \\ &\quad - \text{試験研究費控除} + \text{その他税額} \end{aligned} \quad (5)$$

図12は田近・布袋(2010)に倣い、(5)式の各項目を「対黒字法人所得(K)比」で表現し直したものである。

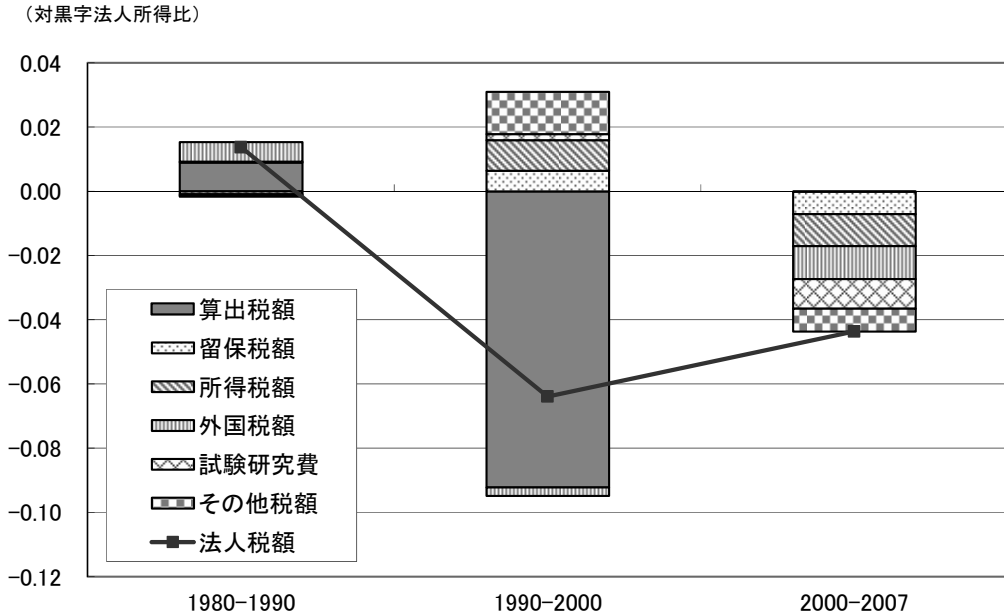
$$\begin{aligned} \text{法人税額}/K &= \text{算出税額}/K + \text{留保税額}/K \\ &\quad - \text{所得税額控除}/K \\ &\quad - \text{外国税額控除}/K \\ &\quad - \text{試験研究費控除}/K \\ &\quad + \text{その他税額}/K \end{aligned} \quad (6)$$

ここから、1990年代における税制上の実効

税率の大幅な低下は、ほとんど算出税額/黒字法人所得の低下によるものであることが分かる。このことは、1990年代における税制上の実効税率の低下が法定税率の引き下げによるものであることを意味している。一方、2000年代においても税制上の実効税率(法人税額/黒字法人所得)が低下している。但し、1990年代とは異なり、その理由は法定税率の変更ではなく、むしろ控除の拡大等によるものと言える。例えば2000年代においては法人企業の海外源泉所得が増加したことを背景として、外国税額控除の割合が増加している。また、試験研究費控除の導入も税制上の実効税率低下に寄与している¹¹⁾。

11) なお、これら控除のうち、外国税額控除及び所得税額控除の捉え方については留意が必要である。なぜなら、これら2つの控除はあくまでも二重課税を排除するための措置にすぎないからである。例えば、外国税額控除は法人企業が海外で獲得した所得に対して既に海外で支払った税額分だけ税額控除を受けるものである。また所得税額控除も配当所得に対して既に支払われた税額分だけ税額控除を受けるものである。したがって、外国税額控除と所得税額控除による控除分は、あくまでも二重課税を排除する目的で法人税上は控除を受けているが、実際には税負担が存在している。

図12 法人税収変化の要因分解



V-3. 法人部門シェア（法人所得／事業所得）の推移

IV節で議論したように、諸外国において法人税パラドックスが発生した背景には法人部門の拡大があり、またその要因としては法人税率の引き下げに伴う「法人なり」（自営業者から法人への転換）の増加が指摘されている。ここでは日本における法人部門シェアの推移とともに、法人税制改革に伴う「法人なり」の可能性について考察していく。

図13は1980年代以降における（所得をベースとした）法人部門シェア、法人企業所得、個人企業所得の推移を示したものである。ここから、法人企業所得は景気の影響を大きく受けるため、その変動も大きい。一方、個人企業所得も変動するが、その変動幅は法人企業所得よりも小さい。そして、法人部門シェアはほぼ法人企業所得の変動による影響が大きいことが見てとれる。図14は法人部門シェアと売上高経常利益率の推移を並べたものであるが、ここからも法人部門シェアが法人の利益率と高い相関を

持っていることが分かる。

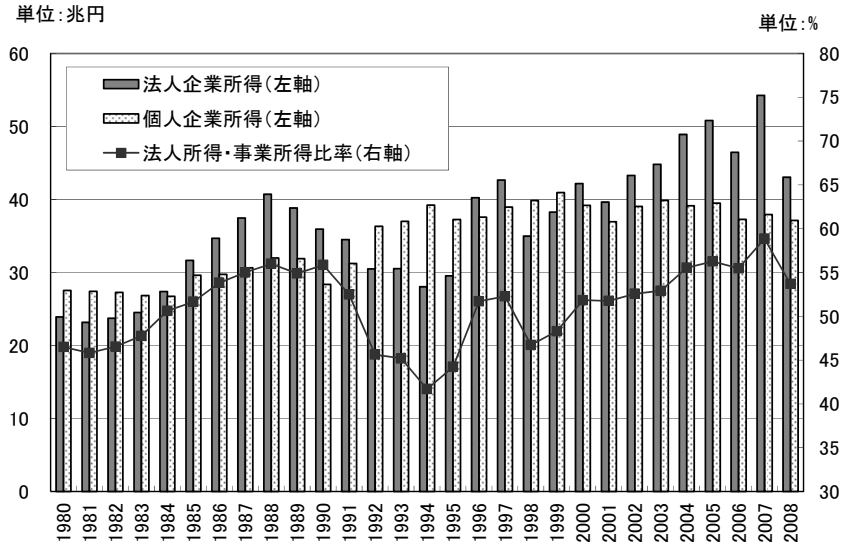
一方、法人部門シェアは法人所得と事業所得の比率であるため、利益水準のみならず法人数や自営業者数からも影響を受ける。図15は普通法人数と自営業者数の推移を示したものであるが、ここから1980年代以降は自営業者数が減少し、反対に普通法人数は増加している。またその結果として法人・自営業者比率は上昇している。したがって、法人部門シェアが法人の利益率から大きな影響を受けている背景には、法人数が一貫して増加していることも寄与している。

ところで、こうした自営業者数の減少と法人数の増加という動向については、その一部に「法人なり」の可能性もあるかもしれない。但し、自営業者数の減少幅の方が法人数の増加よりもかなり大きいため、「法人なり」のみでそうした動きを説明することはできない。また、そうした動向はほぼトレンドとして存在しているものであり、税制改革に起因した動きとして捉えるのは困難なように思われる。図16は普

通法人の増減数, 自営業者の増減数, 及び法人
税率の推移を示したものであるが, ここからは

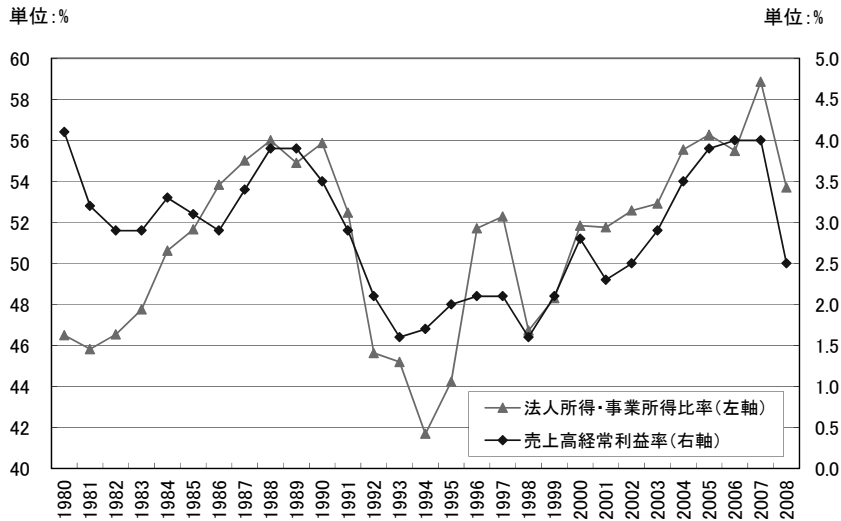
法人税率に起因する「法人なり」について目
立った動きは確認されない¹²⁾。

図13 法人企業所得と個人企業所得の推移



(資料) 内閣府「国民経済計算」

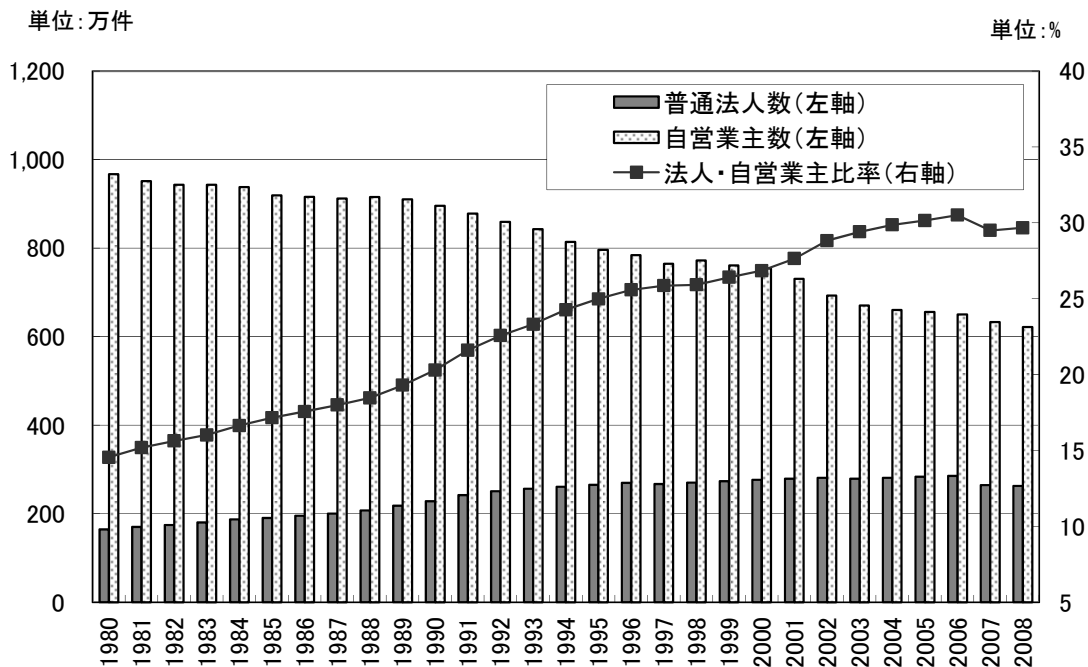
図14 法人所得・事業所得比率と売上高経常利益率の推移



(資料) 内閣府「国民経済計算」, 財務省「法人企業統計」

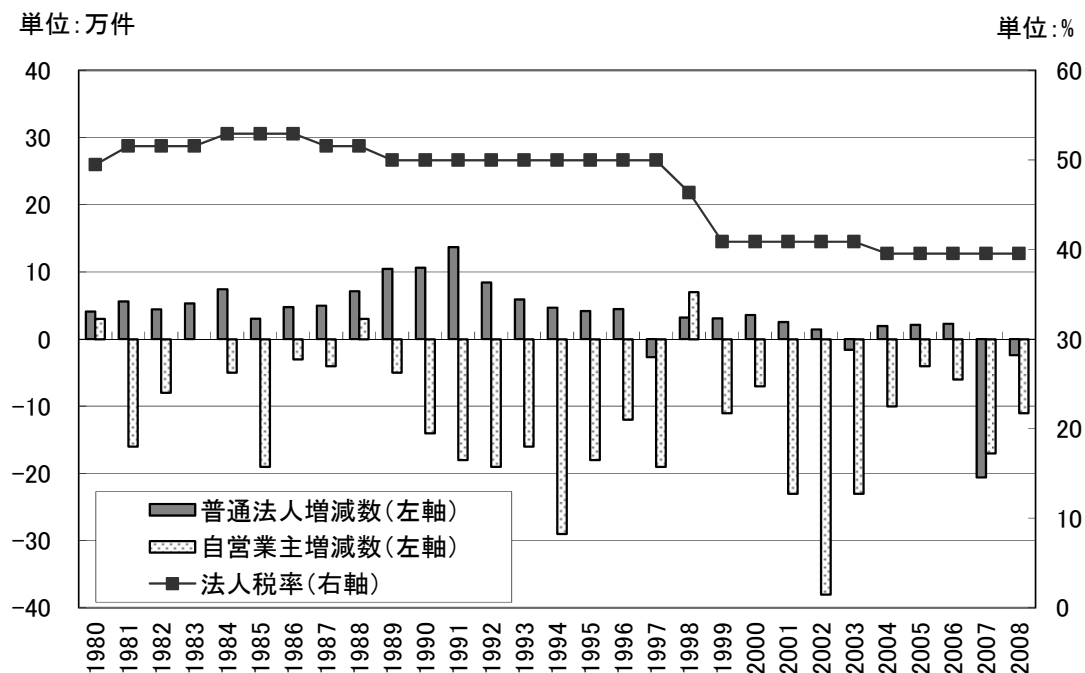
12) 田近・八塩 (2005) では税制が個人事業者の事業形態選択に及ぼす影響を検証している。分析の結果, 日本では個人形態と法人形態で適用される控除の違い (具体的には給与所得控除の適用可否) が事業形態選択に影響を与えているが, 一方で税率要因 (具体的には所得税と法人税の限界税率差) は影響を与えていないことが示されている。

図15 普通法人と自営業主の推移



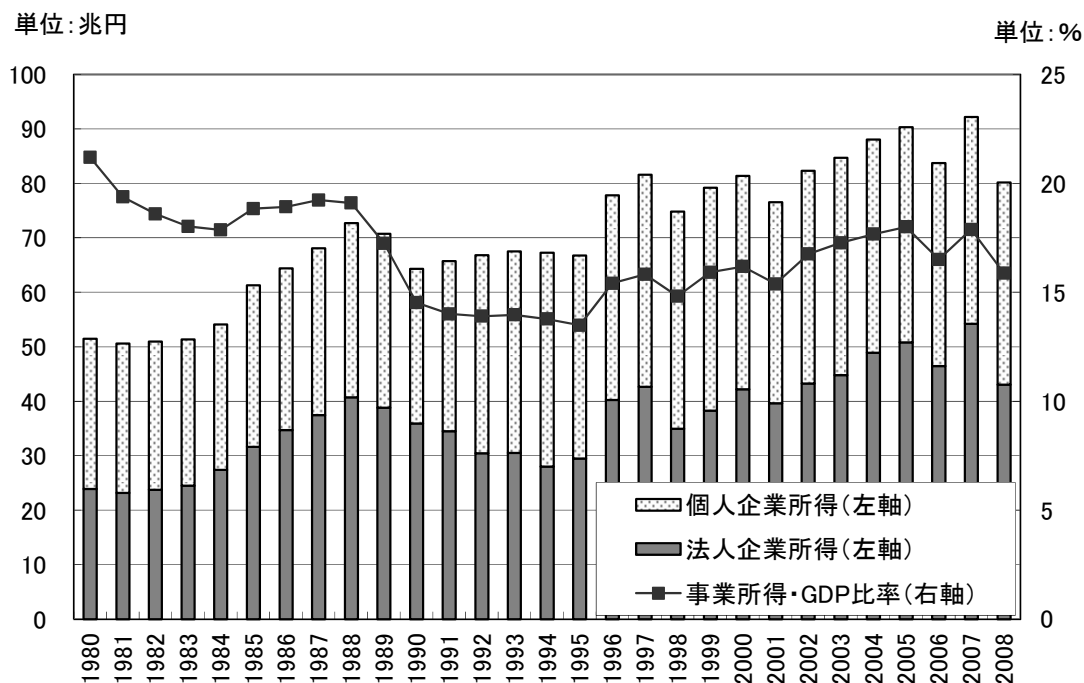
(資料) 国税庁「会社標本調査」, 総務省「労働力調査」

図16 普通法人, 自営業主, 法人税率の推移



(資料) 国税庁「会社標本調査」, 総務省「労働力調査」

図17 法人企業所得と個人企業所得の推移



(資料) 内閣府「国民経済計算」

V-4. 事業規模 (事業所得/GDP) の推移

最後に、事業規模の推移について確認する。図17は事業規模、法人企業所得、個人企業所得の推移を示したものである。事業規模はまず1980年代に低下しており、特に1980-1984年と1988-1990年にかけて大きく低下している。こうした動きは法人税収に対して押し下げ要因と

なったことが分かる (図9参照)。一方、1990年代以降、事業規模は総じて上昇しているが、バブル崩壊前の水準に戻るまでには至っていない。また、事業規模自体は元々それほど変動が大きい指標ではないこともあり (図8参照)、1990年代以降は法人税収に対してそれほど大きな影響は与えていない。

VI. 結論

本稿ではまず法人税パラドックスに関する先行研究についてサーベイを行った。法人税パラドックスの内容は一見、魅力的なものに映る。しかしそれが生じた背景を見てみると、実際には法定税率の引き下げと共に課税ベースを拡大させたという要素があり、それによって実効税率の低下が抑制された。また、法定税率の引き

下げは法人部門の拡大を通じて税収を増加させており、そうした傾向は「法人なり」によってもたらされた可能性も指摘されている。このように、法人税パラドックスについては単に法定税率の引き下げだけでなく、合わせて課税ベースの変更もあったという事実を抑えておかねばならない。またこの議論は法人税率の引き下げ

による「法人なり」への影響を指摘している点
が特徴的である。但しもしそうであれば、この
ことは単にそれまで所得税によって獲得でき
ていた税収が法人税として獲得されるよになっ
たことを示しているに過ぎない、と評価するこ
ともできる。このように、「法人税パラドクス」
という事実についてはいくつか留意すべき
点があると言えよう。

一方、日本は法人税パラドクスが確認され
ない一つのケースであり、特に1990年代は税
率の低下とともに税収も大幅に減少した。この
税収低下の主な要因は実効税率の低下であり、
その背景には法定税率の引き下げという税制要
因と、景気低迷に伴う企業の特別損失の計上及
び繰越欠損金控除の増加という景気要因の双方
が寄与している。また、あくまでも指標の推移
から捉えた評価になるが、日本においては法人

税制改革に伴う「法人なり」について明確な動
きは確認されなかった。

法人税パラドクスの議論は主に法人税収の
変動を①マクロの実効税率、②法人部門シェ
ア、③事業規模の3要素に分解し、またそれぞ
れが税収変動に対してどの程度寄与していたの
かを分析している。しかし、各要素の中身につ
いては更なる背景まで踏み込んで考察すべき余
地があり、またその際には裏づけとして法人税
制が企業行動（起業・投資・企業収益のほか、
国内における「法人なり」や（法人・非法人
の）部門間所得移転、海外からの直接投資や所
得移転等）に及ぼす影響について実証的成果が
必要となるであろう。その中には日本について
未だ実証的成果の少ないテーマもある。日本の
法人税制改革の議論を行う上でも、こうした分
析が一層進むことが求められよう。

参 考 文 献

- Auerbach, A. (1983), "Taxation, Corporate Financial Policy and Cost of Capital", *Journal of Economic Literature*, 21, pp.905-940
- Auerbach, A. (2007), "Why Have Corporate Tax Revenue Declined? Another Look", *CESifo Economic Studies*, 53(2), pp.153-171
- Auerbach, A.J. and Poterba, J.M. (1987), "Why Have Corporate Tax Revenues Declined?" in L. Summers (ed), *Tax Policy and the Economy* vol.1, pp.1-28
- Chennells, L. and R. Griffith (1997), "Taxing Profits in a Changing World", *IFS Reports*, The Institute for Fiscal Studies
- De Mooij, R. and G. Nicodème (2006), "Corporate Tax Policy, Entrepreneurship and Incorporation in the EU", *CESifo Working Paper* No.1883
- De Mooij, R. and G. Nicodème (2008), "Corporate Tax Policy and Incorporation in the EU", *International Tax and Public Finance*, 15(4), pp.478-498
- Devereux, M.P. (2006), "Developments in the Taxation of Corporate Profit in the OECD since 1965 : Rates, Base and Revenues", WP 07/04, Oxford University Centre for Business Taxation
- Devereux, M.P., R. Griffith and A. Klemm (2002), "Corporate Income Tax Reforms and International Tax Competition", *Economic Policy*, 17 (35), pp.451-495
- Devereux, M.P., R. Griffith and A. Klemm (2004), "Why Has the UK Corporation Tax Raised So Much Revenue?", *Fiscal Studies*, 25(4), pp.367-388
- Devereux, M.P. and P.B. Sørensen (2006), "The Corporate Income Tax : International Trends and Options for Fundamental Reform", *European Economy-Economic Papers*, No.264, European Commission
- Douglas, A.V. (1990), "Changes in Corporate

- Tax Revenue”, *Canadian Tax Journal*, 38(1), pp.66-81
- Griffith, R. and A. Klemm (2004), “What Has Been the Tax Competition Experience of the Last 20 Years?,” *IFS Working Paper*, WP04/05, The Institute for Fiscal Studies
- Mackie, J.B. (1999), “The Puzzling Comeback of the Corporate Income Tax”, *Proceedings. Annual Conference on Taxation and Minutes of the Annual Meeting of the National Tax*, vol.92, pp.93-102
- OECD (2007), *Fundamental Reform of Corporate Income Tax*
- Piotrowska, J. and W. Vanborren (2008), “The Corporate Income Tax Rate-Revenue Paradox : Evidence in the EU”, *Taxation Papers*, No.12, European Commission
- Poterba, J.M. (1992), “Why Didn’t The Tax Reform Act of 1986 Raise Corporate Taxes?”, in J. M. Poterba (ed), *Tax Policy and the Economy* vol.6, pp.43-58.
- Sørensen, P.B. (2007), “Can Capital Income Taxes Survive? And Should They?”, *CESifo Economic Studies*, 53(2), pp.172-228
- 上田淳二・石川大輔・筒井忠 (2010) 「法人税の税収変動要因と構造的税収調達能力の分析」, KIER Discussion Paper Series, No.0906
- 鈴木将覚 (2009) 「主要国における法人税改革の効果：実効税率の変化に着目して」, みずほレポート, 2009年9月3日
- 田近栄治・布袋正樹 (2010) 「日本の法人税改革：課税の実態と改革の道筋」『税制抜本改革と実現後の経済・社会の姿』第2章, 21世紀政策研究所
- 田近栄治・八塩裕之 (2005) 「税制と事業形態選択：日本のケース」『財政研究』第1巻, pp.177-194